

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年10月9日(水) 午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 井 口 修 (さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事)

裁判官 栗 原 正 史 (さいたま地方裁判所第2刑事部判事)

検察官 久 保 裕 司 (さいたま地方検察庁公判部・検察官)

弁護士 岩 本 憲 武 (埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 40代 男性 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 60代 女性 (以下「2番」と略記)

(編集者注:裁判員経験者3番は,当日欠席のため欠番とした。)

裁判員経験者4番 50代 男性 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 70代 男性 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 70代 男性 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 30代 男性 (以下「7番」と略記)

(編集者注:裁判員経験者8番は,当日欠席のため欠番とした。)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

私は、司会の井口修です。第2刑事部の裁判官です。立ち会っていただく裁判官、検察官、弁護士の方に自己紹介をしていただきます。

栗原裁判官

裁判官の栗原です。

久保検察官

検察官の久保裕司です。

岩本弁護士

弁護士の岩本です。

司会者

それでは、裁判員経験者の方にはどのような事件に参加されたかというようなことからまずお話をいただきたいと思います。

1番

私は、強盗致傷、暴行、窃盗、強制わいせつ致傷事件に裁判員として携わりました。期間は、月曜日から金曜日までの5日間です。強制わいせつ致傷に関しては被告人が争った事件でした。それと、検察官の求刑と弁護人の求刑意見が大きく違いましたので、頭を悩ませました。

2番

私が参加した裁判は6日間でした。それで、お正月の交通事故で、お酒に酔って車をぶつけて、お二人亡くなられたんですね。その争点というのが、自分が運転したら危ないということが分かっていたか、それともお酒を飲み過ぎて、もう意識もうろうとして、自分がそんな危険な運転になると分かっていなくて運転してしまったのかということでした。

4番

私が担当した事件というのは、危険運転致死傷及びひき逃げという事件でした。争点となったのは、それが危険運転致死傷になるかということでした。「赤信号をこ

とさら無視」という聞きなれない言葉でしたが、赤信号を承知の上で無視したがという争いでした。

司会者

裁判は、全体としては、9日間かかっているということになりますかね。

5番

私は、3日間、裁判員を経験させていただきました。事件は、窃盗、傷害事件だったんです。被告人は、万引きをして車で逃げるときに警備員の方に見つかりまして、その警備員の方が取り押さえようとして車にしがみついたけれども、車から振り落とされないように、また周りの壁にぶつかっちゃ大変だということで、自分から飛びおりた事件です。

司会者

結局、強盗致傷罪が認められたのですね。

5番

そうです。

6番

裁判員として参加しました。事件名は、放火事件です。母親と娘、娘が被告人なんです。ささいなけんかから始まった放火で、自分の家に灯油をまいて全焼させた。近隣の9件に類焼をさせて、自分の家の中に父親が寝ていたんですが、その父親も焼死させてしまったんです。

7番

私が担当した事件は、危険運転致死ということで、約2週間ぐらい担当しました。被告人は、酒に酔って車の運転ができない状態で車を発進させ、被害者の方を死亡させてしまったという内容の事件ですけど、審理に十五、六日かかりました。

司会者

どうもありがとうございました。皆さんよく事件のことを覚えていらっしゃると思って感心いたしました。裁判員を経験された直後の御感想とは別に、終わって

から、今落ちついて振り返ってごらんになって、どんな感想をお持ちになっているか、お伺いしたいと思います。

1番

一般の市民が参加するという趣旨は分かるんですけども、裁判ということになると専門的ですし、素人が裁判にかかわって、事実関係を認定して、刑まで決めていくということに関してはちょっと懐疑的な気持ちを持っていましたが、実際かかわらせていただいて、今正直に思う気持ちとしては、よかったなと思います。普通の人が刑事裁判にかかわる機会というのは普通に生活している限りはないと思いますので、それに参加できたということと、裁判官の方々とか、一緒に裁判員になられた方々はチームワークがよくて、自由闊達な議論ができたというのが、終わってみていい経験ができたんだなという気持ちにつながっていると思います。

2番

最初の自己紹介のときは皆さん、冗談じゃない、何でこんなことしなきゃなんないんだみたいな意見が結構多かったんですね。裁判が始まりまして2日、3日たつうちに、私も含めてですけど、皆さんどんどん一生懸命になってきました。最後の3日目には本当にいいチームという感じで、それは本当によかったと思います。ただ、事件が、すごい残虐な事件ではなかったもので、そういう雰囲気にもなれたのかなと思っています。今問題になっている裁判員の方が心に傷を負ったという事件がありますが、もしそういう事件だったらよかったなという思いで終われたかどうかちょっと自信がないかなと思うこともあります。

4番

私は、裁判員に非常に興味がありましたが、正直非常に精神的に疲れ、重たいなという印象を持ちました。それが、アットホームな雰囲気の中でだんだん意見も言えるようになりました。終わったときは、ただひたすら疲れたという印象でしたが、じゃどうですかと言ったら、またぜひやってみたいですというふうに言えるようになっております。

5番

まず自分が裁判するに当たって、被告人を自分は裁けるかなということが心の重荷でした。それで、自分の気持ちをどうやって整理したらいいのかなと思ひまして、お寺の方丈さんに、私の気持ちをぶつけたんです。そうしたら、愛をもって裁きなさいということをおっしゃったんです。気持ちの上では随分楽になりました。それで最終的には、もしかしたらまたできるかなという気持ちになりました。

6番

私は毎日が日曜日なんです。だから、呼ばれて、喜んで参加させていただきました。かた苦しい裁判ではないかなとは思って来たんですが、和やかな審理ができました。何回も裁判員裁判に参加させていただきたいなというような心境です。

7番

私が担当した事件は、人が亡くなっている事件でしたので、初めは、裁判員同士余り気軽に話ができなかったのですが裁判は2週間ぐらいかかりましたので、だんだん話ができるようになりました。証拠の写真や映像等は、特に目を覆うようなものはありませんでしたので、それに関して精神的苦痛を感じたということはありませんでした。

司会者

今7番の方から口火を切っていただきましたが、今日の意見交換会の一つのテーマは、裁判員を経験された方が審理を経験したことによってどのような精神的負担を感じられるのかということです。最近被害者が亡くなった事件で、凄惨な遺体の写真が証拠として取り調べられたと。それをごらんになった裁判員の方が非常にショックを受けたというような事例が報告されています。実は、これまで刑事裁判では、亡くなった方の遺体の現場写真であるとか解剖した写真というのを証拠として取り調べるといふのは、これはごく当然のことだと、調べるのは当たり前であり、調べなければ裁判できないんだというふうに理解されてきたと思います。しかし、改めて考えてみますと、もしそういう写真が審理のために本当は必要ではないんだ

としたら、1回しか刑事裁判に参加されない裁判員の皆さんにそんなものを見ていただく必要が本当にあるんだろうかということも改めて考えてみなければなりません。それから、証拠としてどうしても必要だということになった場合も、どういう形で見ていただくかということについても、やはり考えなければならないということで、裁判所や検察庁、あるいは弁護士会が、それぞれの立場で今検討しているところです。そこで、実際にその経験をされた皆さんの率直な御感想をお伺いしたいと思います。

2番

写真とかは、私の場合もちょっと目を背けたくなるようなものはなかったんですが、ただ亡くなられた方の奥様が証言に立たれたとき、その悲しみが伝わってくるんです。その方の息子さんの奥様も、証言に立たれたんですが、泣きながらの証言でした。写真とか映像ばかりでなくて、証人の方のそういうお言葉とか態度に接すると頭をリセットしたいというか、ちょっと外に出て気持ちを落ちつかせたいという感じにはなりました。

司会者

そういうときに、そうするとそういうものは聞きたくないということになるんでしょうか。

2番

やっぱり裁判員を引き受けたからには、それは聞かなければならないと思います。ですから、自分なりに落ちつきを取り戻すようにしました。

司会者

この事件で、亡くなった方は肺挫傷で亡くなっているんですね。そういう場合に、今までの例ですと、恐らく御遺体の写真が出てくるのかなと思うんですが、検察官いかがですか。

久保検察官

検察官個々の判断に大きく左右される場所だと思いますが、その死因がはつき

りしていて、傷が余りないような状況であれば、遺体を見ていただく必要はないということで、出さないケースもあるとは思いますが。

4番

時速60キロから65キロぐらいで自転車に乗った被害者をはね飛ばして、そのまま逃げたという事件でしたが、そういう写真があるということは事前に聞いていました。どのタイミングで出るかというのが分からず、こちらも準備していなかったもので、その写真が出たときには、女の人なんかはかなりざわめいていたという記憶です。

司会者

どういう写真だったか覚えていらっしゃいますか。

4番

服を着ていない遺体の写真です。

司会者

その事件を担当されて、その写真は必要だったと思われましたか。

4番

いや、正直自分は必要だと思わなかったです。その御遺体の写真を見て、こんなになっちゃったと言われても、そんなの。自分も同世代の娘がいましたもので、何で被害者の娘さんが、こんな凄惨な写真を見られなきゃいけないのかなという気持ちになりました。

1番

私の担当させていただいた事件は暴行、傷害でしたので、被害者が被害に遭った直後の写真というのは出ました。ぼこぼこにやられちゃったもんですから、女性の方なんですけれども、本当に顔じゅうあざだらけという写真は法廷で出ました。亡くなった写真はもちろんだと思うんですけども、やはりそういうような写真を見るというのは、決して気持ちのいいものではなかったですし、私もちょっとほかの方々の反応を席から見ていたときにも、皆さん顔をしかめられていたんです。それだ

けが唯一の証拠であるというんだったらまた別なんですけれども、例えば診断書であるだとか、調書であるだとか、あるいは証人の証言とか、被害者の方の証言とか。でも、十分に説明がつくのであれば、そんな強いて開示する必要というのはないのかなと思います。やっぱり私たち普通の市民からすると、視覚で入ってくるものというのは相当強烈な印象を受けるのです。だから、その写真を見せられたときも、すごいひどいことしちゃっているなという印象が率直にありましたので、もちろん裁判官の方と裁判員の方々に、裁判官の方だけ見て裁判員の方には見せないというものもあっちゃいけないんでしょうけれども、例えばもしその写真を出すのであるとするんだったら、そういう写真が出ますと。その写真についての説明の資料みたいなものがあれば、それを見るというんでかえるというのがあってもいいのかなと思います。以上です。

5番

たまたま私は裁判を経験したときは、そういう無残な写真とか、そういうのはありませんでした。割と裁判の中ではそれなりに難しいような裁判じゃなかったんじゃないかなという感じなんですけども。ただ、自分で感じたことは、新聞で報道されて、いろいろ残酷な写真見せられた場合、確かな証拠だということであれば、全員の裁判員に見せなくてもいいんじゃないかなと。その中の代表者が、もし女性でなくて男性だったら、そういう写真を見ても何とか耐えられるかなという人に、どうしても見せなきゃならないのであれば、代表でどなたかに1人だけ見せるというような方法をとってもいいんじゃないかなと思うんです。あとは、みんな口頭で話しするとか、あとは絵を描いて、こういう状態だということの説明していただければいいような気がするんです。女性の裸体をみんなに見せるというんじゃないかな問題があるから、やっぱり絵で、ここが傷の跡ですねということでもいいんじゃないかなと思うんです。

司会者

どうもありがとうございました。いろいろな御意見があると思うんですけれども、

中にはやはり言葉や図では説明できない、ありのままの写真を見せなければ、見ていただかなければ分からないという場合もあるかとは思うんですよね。そういう必要がある場合に、我々としてどういう配慮をしたらいいかということが問題になっております例えば今日の審理の中では、この順番で証拠を調べていって、この辺でその写真が出ますよという程度の説明があれば、少しは心構えができるのでしょうか。

4番

そうです。

司会者

もう少し早く、事件の冒頭で審理の流れを説明する段階で、何日目にはこういうものが予定されていますよというような説明をするという方法もあるかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

4番

そういった説明もあったと思うんですけども、なれない緊張感と、法廷という中でぼんと出てきたんでびっくりしてしまったという感じですか。

司会者

そうすると、やっぱり事前の説明と、それから直前の説明と、何回もやっぱり気をつけて注意をしていくというようなことが必要だということですね。

4番

そうです。

司会者

例えば候補者として来られて、この事件の説明をした際に、この事件は人が亡くなっている事件ですと。こういうことで刺激的な証拠を取り調べることになっていきますというような説明があったとするとどうですか。あった方がいいのかどうか。あったら、もう少し対応の仕方があると。そのあたりは何かお考えはありますか。

2番

最初に選任手続の会場に行ったときに、事件の内容が配られますね。その時点で、私はこの事件にはちょっと耐えられないという理由では、裁判員になることを断れないのでしょうか。どうしても証拠にその写真なりが必要という場合、それを見せないというわけにはいかない場合もあると思うんです。それを耐えられない人は、選任手続の段階で、辞退できるようになったら、いいと思います。

司会者

分かりました。そういう点も含めて、裁判所もいろいろ対応を検討していきたいと思えます。ショックを受けるような証拠という観点を離れて、裁判員としてお仕事をされる上で、精神的負担というものをお感じになることはありましたか。

7番

私が担当した事件は、住まいからちょっと離れたところだったんですけど、仕事でその事件現場付近通ると、その事件当時の、記憶がよみがえってきます。それは自分の中で整理して、気持ちの整理はできているんですけど、やはりそこで事件、交通事故が起きているということは、そこを通るたびに思い出します。

5番

裁判員になったときに、自分が人間として人間を裁くことができるのかなという葛藤がありました。それで、初めにお話しした方丈さんに聞いてもらったのが一番よかったかなというふうに今思っております。

岩本弁護士

自分が担当した事件振り返っても、刺激的な写真が本当どこまでが必要だったかというのをもう一度考えて直してみる余地はあるかもしれません。例えば傷口の位置とか形というのも、写真じゃなくてもあらわせたりするものはいろいろあったんではないかなということが、振り返ればあります。どうしても必要ということがあったときに、どう工夫するかということが問題になりますが、例えば余り大画面にどんと映す必要までではないものって、たくさんあるかなというふうにはやはり思い

ます。

司会者

それでは、次のテーマの審理・評議の進め方についてに入ります。裁判所、検察官、弁護人は、審理に先立って充実した審理を行うことができるように十分な下準備をした上で公判の審理に臨んでいるのですが、果たしてその成果が上がっていたのでしょうかというのがお聞きしたいところです。具体的に一つ一つ伺っていきますけれども、まず審理の冒頭で、検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述というのをやりますが、そこで審理の目標というのをはっきりとお分かりいただけたかどうかということなんです。お手元に配られるメモのあり方なんかも含めて、冒頭陳述というものが分かりやすかったかどうかということについて御意見をお聞かせいただければと思います。

1 番

まず、その冒頭陳述の部分なんですけれども、選任されて、あれよあれよという間に審理が始まりましたので、最初のうちはよく分からなかったんですけれども、検察官の方も弁護人の方も、その冒頭陳述メモ、レジュメみたいなものを用意していただいて、それもただの文章ではなくて箇条書きにされたりだとか、あとフローチャートにされたりだとか、弁護士の方はカラーでお配りいただいたんで、視覚的にも、あと論点把握するという部分でも、その点に関してはよく御苦労されてお作りになられていたのかなと思います。そういう部分では、何が問題になっているのか、どこが争点だったというのは早い段階で把握することができました。

2 番

裁判員のために分かりやすい文章とか言葉を使って、裁判員に何とか理解してもらおうという熱意を感じました。自分なりの解釈ですけど、ほとんど理解できたような気がいたします。

司会者

今回の皆さんは、参加された事件はどれも基本的に否認事件とあって、争いのあ

る事件でした。それで、5番の方のところだけは恐らく証人尋問がなかったかと思うんですけども；ほかの皆さんの審理では証人尋問をしていたと思います。証人尋問というのをお聞きになった感想をぜひお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

6番

精神科医が証人として証言しました。大学の教授でした。とても長い説明で、完璧な説明だったんでしょうけど、ちょっと難しかったです。

司会者

分かりにくかったということなんでしょうか。

6番

分かりにくかったです。専門的な用語も大分出てくるし。

7番

私のときも証人としてお医者さんの先生が出てきました。私のときは、お医者さんの先生がパワーポイントとかで説明をしてくれましたけれど、難しい用語は確かにありました。それに関しては、裁判長、それから裁判官の方が、あとまだ補助してくれるような説明はありました。

司会者

「責任能力」とか、「因果関係」ということが問題になった事件というのもあったかと思います。そういった法律的な概念について、検察官や弁護人の説明を聞いてお分かりいただけたでしょうか。

4番

因果関係が問題になりましたが、説明を聞いて、分かりやすかったと言えるんじゃないかと思います。被害者側も渡り出しが早かったんじゃないかというところもあるんですけど、計算をして、とまる気があるんであれば十分にとまれた距離にあったというような説明がありましたので、非常に分かりやすかったかと思います。

1番

中止未遂が問題になりましたが、法廷では、弁護人の方からその説明はあったと記憶しています。ただ、私自身はちょっと、その法廷ではよく分からなくて、評議のところで裁判官から、中止未遂という言葉が出たけれども、これはこういう内容だということが、こちらが質問する前に説明されました。

司会者

証人尋問のあり方ですとか専門家の証人の使い方だとか、それから難しい法律概念の説明について、当事者として何か御発言はありますか。

久保検察官

お医者さんの尋問とかはよくやらせていただくんですが、お医者さんの尋問に当たっては、事前に何度も打ち合わせをさせていただいて、なるべくお医者さんにも裁判員がいるということを意識して、分かりやすく説明してくださいということはお願ひするんですが、お医者さんも皆様と一緒に、裁判員裁判を日常的にやっている方じゃなくて、やっぱり専門的な頭が先に行っちゃうんです。先生に、もうちょっと易しく説明してくださいと言っても、なかなか難しい点があるというのが実情です。そこは精神科医の方が刑事裁判、裁判員裁判の経験を積まれていけば、もうちょっとかみ砕いた言い方で説明してくれるようにはなるのかなと思っではおりません。

司会者

弁護人の立場として、例えば難しい法律概念なんかについてももう少し説明する必要があるんじゃないですか。

岩本弁護士

やっぱり争う事件、弁護人としてこれは危険運転致死傷じゃありませんとか、責任能力がありませんという事件は、冒頭陳述という最初の方の弁護人からの説明の段階で、ここに問題がある、ここが弁護人は違うと言っているんですということを知りやすく説明しないと、やはりその後行われる証人尋問とか提出される書類の意味を十分その場で理解していただけないんじゃないかと思っています。その説明

をきちんと用意して、それを分かりやすく伝えるということが大事だと思っています。また、検察官の説明、裁判所の説明というのがまたちぐはぐだと、訳分かんなくなっちゃうと個人的には思っています、そこは裁判が始まるまでに、この概念はこういう、危険運転ならこう説明しましょうというものは、ある程度きちんと前もって共通なものにしておかないと、かえって混乱を招くかなというふうに私は思っています。

司会者

ありがとうございました。審理の関係で1つ伺っておきたいのは、被害者の意見陳述というのを経験された方もおられると思うんですけど、被害者の意見陳述というものをどういうふうに理解されていたかということなどについてお聞かせいただけますか。

1番

被害者の方は複数被害者がいて、お二人の方が出てこられたというふうに記憶しているんですけども、やはり泣いてしまうんですね。やっぱり泣かれて、言葉に詰まってしまうというその姿を見ると、やっぱりその深い傷を負われたんだなというのがよく理解できました。被告人に対してすごい処罰感情を強くお持ちだというのが非常によく分かりました。

司会者

その方のその立場というのは、裁判官から説明はあったでしょうか。

1番

被害者参加という形で事件に関与しておられるといった説明はございました。その裁判の始まる初日ですよ。被害者参加型の裁判になって、その方がずっといらっしゃいますということは御説明を受けました。

司会者

それでは、評議の関係ですけれども、評議を十分にできたかどうかという観点からの御意見を伺いたいと思います。

7番

評議について、事件の流れの確認をみんなで行っていて、その証拠調べから始まって1週間ぐらいやったんですけど、それについてどこかに落ち度がなかったかとか、そういうことで1個1個評議がうまくできたと思います。裁判員の方からしゃべりかけるといのがなかなか難しかったのですが、裁判官にフォローしてもらったので、しゃべりやすかったと思います。

司会者

5番の方の事件は判決まで3日で終わっているんですね。評議もそれほど時間がかかっていないように思うんですけども、十分できたんでしょうか。

5番

私なりには十分できたんじゃないかなというふうに感じています。ところで、弁護士さんの方が声がちょっと小さくて、よく理解できなかつたです。被告人を弁護するんであれば、もう少し熱意があってもいいかなという気はしました。

司会者

今そういうお話も出ましたので、評議の点にこだわらず、3つ目の話題として挙げてあります裁判所、検察官、弁護士の立ち振る舞いも含めて、何かお気づきの点があればお話しいただければと思います。

4番

まず、評議については、大変充実して評議ができたかと思います。検察官、被告人、弁護人の振る舞いですか。裁判官の方も女性が1人いまして、検察官も女性が1人いまして、女性の方が結構シビアに元気がよかつたかなという、そういった印象がありました。以上です。

2番

評議の方は、とても分かりやすく裁判長が説明してくださったり、あと皆さん意見が出しやすい雰囲気でしたので、自分が感じたことも積極的によく言える雰囲気でしたので、充実していたと思います。

1 番

評議についてなんですけれども、どっちが言っていることが正しいんだろうというような話になってきてしまうんです。そのときに裁判長から、事実というのは、当事者しか分からない。だから、証拠に基づいて白黒つけるしかない。そういう姿勢で臨めばいいんですというふうに言っていて、楽になりました。そこから活発な議論ができたなという感じがします。あと、立ち振る舞いのことですが、弁護人が、被害者に、今被告人から預かっているお金がある、これで許してくれとは言わないけれども、裁判員の方々もいるので、受け取ってもらえませんかと言った場面があったのです。私はちょっとそれ見ていて、かっときてしまったんです。何か裁判員をだしに使われたような感じがしました。被害者も泣いちゃって、何もできないような感じになっちゃったんです。

栗原裁判官

評議は充実していたと言っていて非常にありがたいんですけど、裁判所の方から何か誘導があったとお感じになったことがあるかどうかについて教えていただきたい。それから、評議で意見を出しやすいという御意見が多かったけれども、それは最初からそうだったのか。それとも何かきっかけがあって話しやすくなったのか、どういうことがきっかけでそういうふうになったのかというのがあれば教えていただきたいと思います。

1 番

量刑に関しては、基本的にはこういう犯罪を行ったらこういう刑というのがある程度蓄積されているから、それより極端に重くしたりだとか軽くしたりというのはできないけれども、一般情状を多少酌んであげないと被告人も更生しようとする気もなくなってしまうという部分はあるんだけど、こういうような犯罪で、こういう事実認定ならば大体量刑というのは決まってくるという説明がありました。

栗原裁判官

その説明は納得されましたか。

1 番

検察官と弁護人の方の求刑意見が大きく違いまして、そのところで1つのやっぱり指針として、こういう犯罪を行ったんだったらこういう量刑だというふうにやっぱり指針を示してもらおうと、落ちつきます。

司会者

それほど検察官と弁護人の意見が違っているのはなぜかというところは解明できたんですか。

1 番

事実に争いがあったのですね。中止未遂だとか、強盗致傷とか、強制わいせつの意思があったのかどうなのかとか。

司会者

前提事実が違うんだから、ある意味では当然なんですね。出るのは。分かりました。

久保検察官

裁判員裁判で、検察官の振る舞いで、特に話には出なかったんですけど、この点は改善した方がよかったとか、この点やればもっとよくなったなという点があれば、今後のために教えていただければありがたいんですが、何でも構いませんので。しゃべり方とか、立ち振る舞いとか、証拠の説明とか、証人尋問のあり方とか、何でもいいんですけど、あれば。

1 番

弁護人に比べるとちょっと声がちっちゃいのかなと思いました。人にもよるんでしょうけれども、結構どっちかというとなんか弁護士の方が方が元気があって、検察官の方というのは結構クールな感じで、淡々と進められていたという印象を持ちました。

岩本弁護士

被害者参加についてももう少しお聞かせいただきたいと思っています。どんな形で裁判官の方から被害者参加というものについて説明があったか教えていただければ

ということと、あと被害者参加そのもの、つまり御遺族の方がずっと法廷にいらっしやることについての受けた印象なり感想なり何でも結構なんです、思ったところをお聞かせいただければと思います。

4番

最初の段階のスケジュールの説明の中で、初日に、たしかお父様の方の説明があるということと、2日目にはお母様の説明があるということが事前に説明されました。その印象ですが、このケースの御両親は毅然とされていて、涙一つもなく、何とも言えない気持ちでした。ちょっと特殊だったと思います。もっと感情的になって罵声を浴びせてとか、そういうのを想像してすごい嫌だなと思っていたんですが、全くそういうことはありませんでした。

岩本弁護士

被害者にも弁護士がついていたでしょうか。

4番

ついていました。

7番

被害者参加人は、被害者その日の朝どこに行こうとしているときに事件があったということなどについて説明しました。やっぱり被害者側のそういう説明を聞きますと、被害者の立場になって慎重に審理しなきゃいけないかなというふうな気持ちになりました。

岩本弁護士

被害者参加制度ってこういうもんですよという説明みたいなものは、何か事前に裁判官の方からあったんでしょうか。

7番

あったと思うんですけど、今はちょっと覚えていないです。

司会者

それでは、これで終わりにしたいと思いますが、今日はお忙しい中、貴重なお時

間を割いていただいてこの会に参加いただきましてありがとうございました。今日
うかがった御意見を今後の実務に活かして参りたいと思います。